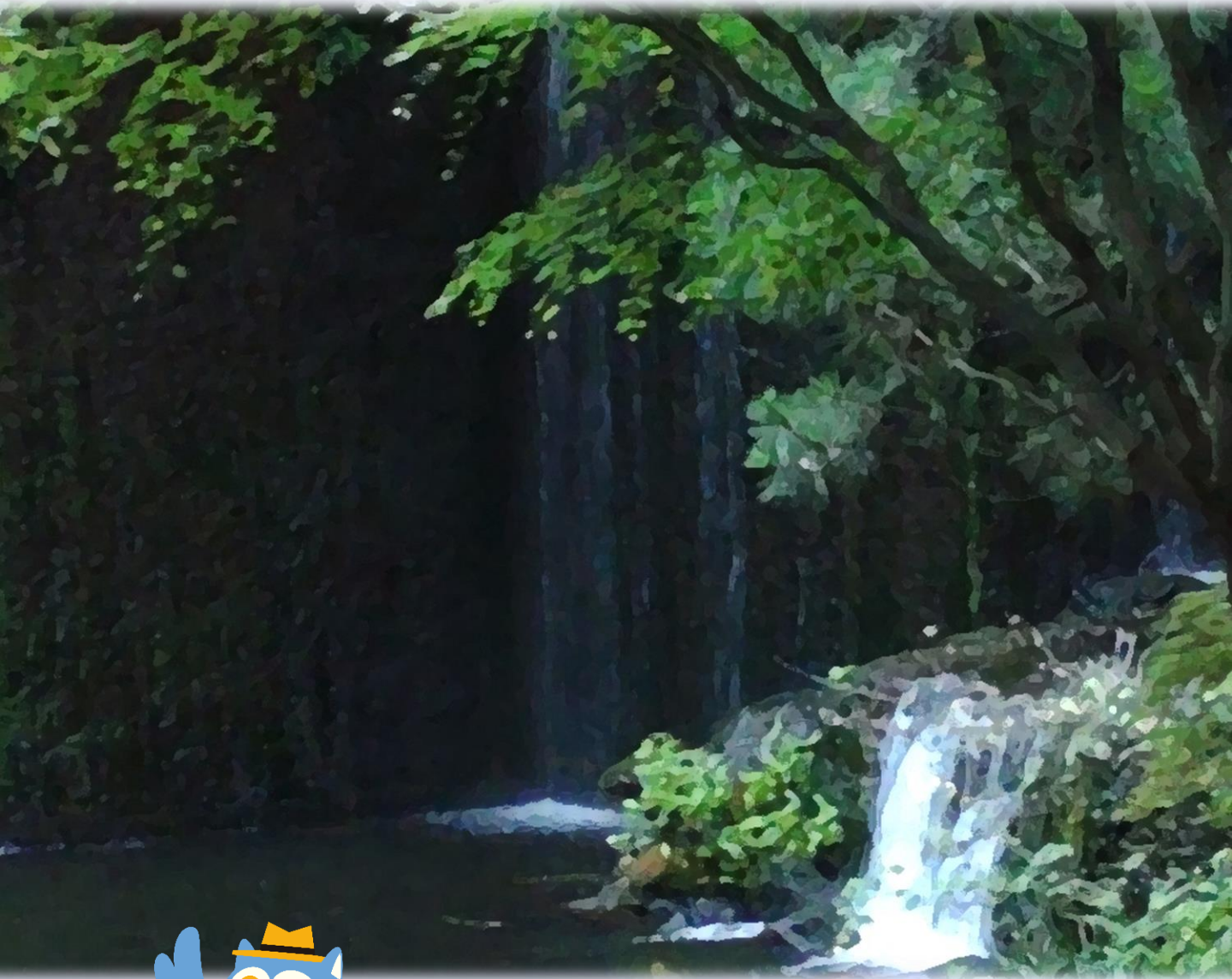


第16号
(R7年8月)

ハーモニーの木

外国人と共に生きる社会の実現を目指して



出入国在留管理庁
マスコットキャラクター
「イミグー」



世界をつなぐ。未来をつくる。

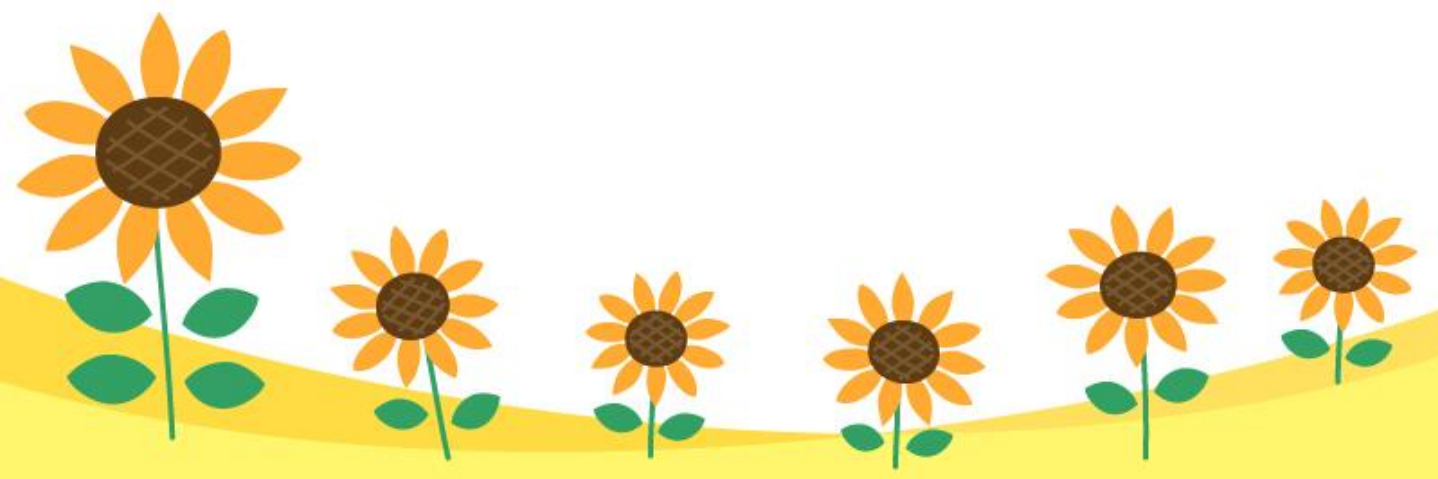
出入国在留管理庁

Immigration Services Agency

在留支援課

目次 Contents

■ はじめに	1
■ 特集：地方公共団体における多文化共生に向けた取組について	2
◇ 茨城県取手市の取組	2
◇ 埼玉県八潮市の取組	5
■ 災害時に役立つサービスの紹介	8
■ 外国人との秩序ある共生社会推進室の設置について	13
■ 広報：出入国在留管理庁からのお知らせ	14
◇ ロードマップ及び総合的対応策の公開	14
■ 広報：在留支援課からのお知らせ	15
◇ FRESCでのオンラインによる在留相談について	15
◇ FRESC見学ツアーについて	16
◇ 地方出入国在留管理局との合同相談会について	17
■ 編集後記	19



本号の概要紹介

出入国在留管理庁では、外国人の受入環境整備を目的として、全国の地方出入国在留管理官署に配置された受入環境調整担当官を中心に、地方公共団体や外国人支援を行う民間団体との連携、協力に努めてきたところです。地方公共団体の皆様との連携の中で、皆様が各地域の課題や特徴を踏まえた様々な多文化共生推進に資する取組を実施されていることを学んでまいりました。

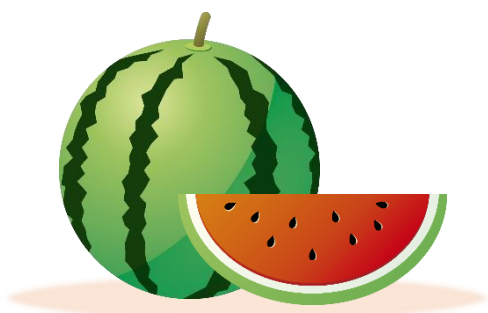
本号では、茨城県取手市及び埼玉県八潮市を訪問し、市内の在留外国人が増加する中での、外国人住民への窓口対応や情報発信、防災に関する取組など、多文化共生の推進に向けた様々な取組についてお話を伺いましたので、特集記事としてご紹介いたします。

また、本号では、災害に関する情報を多言語で発信するアプリなど、災害時に外国人の方にも役立つサービスをご紹介しますので、積極的にご活用いただけますと幸いです。

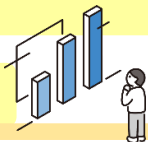
さらに、本年7月15日に設置された「外国人との秩序ある共生社会推進室」や、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ（令和7年（2025年）6月6日一部変更）」及び「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和7年度改訂）」についてもご紹介しています。

最後に、在留支援課からのお知らせとして、外国人在留支援センター（FRESC／フレスク）でのオンライン在留相談やFRESCツアーの概要のほか、地方出入国在留管理局との合同相談会の予定について掲載していますので、ご興味がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

出入国在留管理庁 在留支援課



取手市における在留外国人について



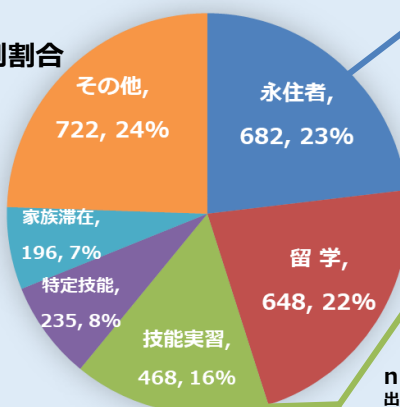
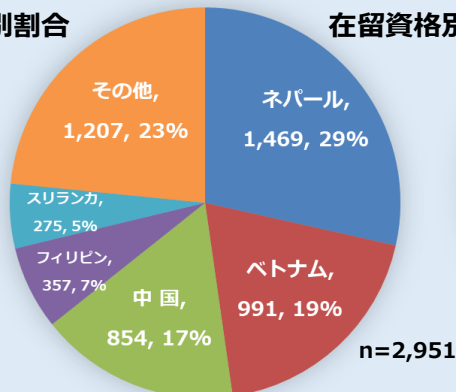
取手市には、現在約3,000人の外国人が住んでおり、10年前と比較し約2倍に増加しています。これは、市内にある日本語学校等に在籍する留学生が増加していることが背景にあると考えられます。

これら日本語学校等の事業拡大に加えて、外国人技能実習の関連団体の増加に伴い、主に、在留資格「留学」や「技能実習」を有する外国人が増えています。

【取手市の外国人数】

国籍別割合

在留資格別割合



中国	フィリピン	ブラジル	その他
244	120	72	246

ネパール	スリランカ	ベトナム	その他
389	126	50	83

ベトナム	インドネシア	ミャンマー	その他
214	85	44	125

出典：法務省在留外国人統計（令和6年6月末時点）
※技能実習は技能実習1号イ・ロ、2号イ・ロ、3号口の合計

多くの留学生は、日本への新規入国後、数か月以内に取手市から転出する状況がみられます。また、技能実習生は監理団体や企業単位でのつながりはありますが、外国人コミュニティの形成にまでは至っていません。そのため、取手市では新規入国した外国人が学校や職場以外でルール等を学べるようなコミュニティや、キーパーソンとなる特定の人物が見受けられません。

これらは、他の自治体には見られない取手市特有の地域性と捉えており、現在は日本語学校等に対するアプローチの強化や特定技能所属機関への共生施策の協力依頼を検討しているところです。



取手市の特徴①（窓口での対応）

取手市に外国人専用の相談窓口はありません。市役所に来庁する外国人が使う言語は様々ですが、基本的には各課が所有する翻訳機等により対応している状況です。加えて、件数は少ないですが、複雑な相談の場合には、主に茨城県国際交流協会が運営する「外国人相談センター」を紹介するほか、国や県が提供する専門サービス（例：出入国在留管理庁の「外国人生活支援ポータルサイト」、NHKが提供する「やさしい日本語による防災情報等」）を案内しています。

取手市の特徴として、前述した日本語学校等が多いことから、留学生の場合には日本語を話せる学校関係者が、技能実習生の場合も同様に監理団体職員等が市役所まで付き添って手続きや相談に訪れるケースが目立ちます。



取手市役所

取手市の特徴②（情報発信）



取手市では、市のホームページのほか、主に日本語学校等を介して、外国人に対する情報の周知を図っています。市のホームページは、英語、中国語等5か国語に対応していますが、ごみの出し方に関しては、独自に多言語による「ごみ分別看板」をホームページに掲載するほか、自治会や日本語学校等に配布し、ごみの分別・出し方の説明も行っています。

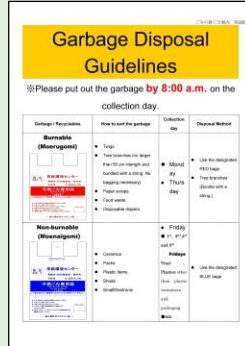
ごみ分別看板



【ベトナム語】



【中国語】



【英語】



【ネパール語】



【ポルトガル語】

しかし、ごみ捨てのルールに関しては、情報発信・周知をしても、なかなか改善されないのが現状です。前述したとおり、取手市には目立った外国人コミュニティがなく、情報の定着性がないことが改善がみられない原因の1つとしてあるのかもしれません。

令和7年4月以降、特定技能所属機関から本市に対して提出されている「協力確認書」に基づき、事業所内に「ごみ分別看板」を掲示・周知していただくことや、生活オリエンテーションとして、円滑に社会生活を営むために知っておくべき日本のルールやマナーについて説明していただくことができれば、ごみ捨てのマナー改善の一助となるのではないかと考えています。

取手市の特徴③（やさしい日本語）



取手市には、留学生や技能実習生が多いことから、日本語をある程度理解している外国人が多く、多言語化よりも「やさしい日本語」が有用と考えています。

令和7年1月、「日本語学校つくばスマイル」と多文化共生に関する意見交換を実施しました。その中で、市から多国籍の外国人に対し情報を発信する際に、英語とやさしい日本語のどちらが理解できるかを留学生たちに尋ねたところ、多くの留学生がやさしい日本語と答える結果となりました。

やさしい日本語は外国人だけでなく、小さな子どもや高齢者、障害のある方にも有効な情報伝達手段であるとされています。現状、庁内各課における行政サービスの多言語化には限界がある中、やさしい日本語を活用することは、多様な人々への配慮にもつながると考えています。

令和7年7月には、職員向けのやさしい日本語研修を実施し、職員からは「全職員に意識してもらいたい内容だった。」「公文書の固い言い回しに慣れているため、わかりやすい日本語を心がけていきたい。」「外国人だけでなく、子どもや高齢者などにもやさしい日本語を応用したコミュニケーションを図っていきたい。」「外国人とのコミュニケーション＝英語という思い込みがあったが、来日する外国人には日本語の方が伝わるのが分かった。」といった意見が聞かれました。

今後は、やさしい日本語による全庁的な情報発信を促進できればと考えています。



【意見交換の様子①】



【意見交換の様子②】

取手市の特徴④（防災の取組）



災害が発生した際の被害を最小限にするため、外国人向けに災害時の対応、災害への備え、避難所で必要となる情報を記載した「災害時ヘルプカード」を配布しています。

このヘルプカードには、災害に関する基本情報のほか、指さし会話シートの記載もあります。また、所有者の既往歴やアレルギーの有無を記載することもできます。

このほか、LINEやフー株式会社と災害協定を締結していることから、「Yahoo!防災速報」を活用し、避難所開設情報や避難情報を配信しています。



PICK UP!



「日本語学校つくばスマイル」が最寄りの避難所である市立戸頭中学校を確認に行ったことをきっかけに、戸頭中学校とつくばスマイルが協力しながら、学生や地域住民に対して多文化共生社会の実現に向けた協働活動を展開していくことになりました。

そして、令和7年5月、戸頭小中学校やつくばスマイルが連携し、「保護者引き渡し訓練」を実施しました。これは、地震発生を想定し、子どもたちを安全に保護者に引き渡す訓練で、幼稚園児、小学生、中学生、日本語学校の学生、職員、合わせて約800人が参加しました。

訓練の結果、「母国では防災訓練という概念がないため、とても勉強になった。」という日本語学校の学生からの感想や、「留学生は、地域の子どもたちと関わりたいと思っていても、自分たちから関わることは難しいので、このような機会があることは非常に有難く、外国人に対しての地域住民の理解が進むことを願っている。」といった日本語学校の意見がありました。

さらに、平日の災害時には中学生と留学生が地域のために主体的に動けるようにしたいと戸頭中学校とつくばスマイルで確認し合いました。

取手市の特徴⑤（イベントでの周知・啓発）



「多文化共生」への理解を深めてもらうことを目的として、令和6年11月に楽天Kドリームスバンク取手（競輪場）で開催された「サイクルアートフェスティバル2024」において、「多文化共生PRブース」を出展しました。

ブースでは、地域住民に「多文化共生とは何か」「市内に住む外国人の主な国籍や人数」等を知っていただくことに加え、「ごみ分別看板」や、外国人向け「災害時ヘルプカード」を周知する等、生活に密着した情報提供を行いました。



【多文化共生PRブースの様子】

取手市職員コメント

多文化共生を進めるためには、まずは外国人住民を地域コミュニティに引き込むことが重要と考えています。すでに市内の一部の地域では、日本語学校に通う外国人住民が地域の夏祭りに参加していると伺っています。このような先進事例を他の地域にも情報提供し、市域全体で多文化共生意識が醸成されるよう取り組んでいければと考えています。

外国人住民の国籍・在留資格や生活環境は地域によって異なりますが、取手市の他にも日本語学校等が多い自治体ではどのような多文化共生施策を展開しているのかが気になります。今後は全国の自治体とも情報交換をさせていただければと考えています。

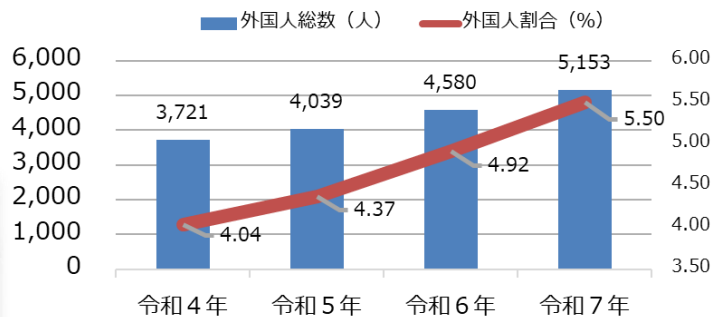


埼玉県八潮市における在留外国人について

八潮市には、現在約5,000人の外国人が住んでおり、市内総人口に占める割合は5.5%となっています（右図参照）。総人口とともに外国人数も年々増加傾向にあり「子育て世代」の外国人も多いです。



八潮市における外国人の人口推移



出典：埼玉県八潮市市民課（各年とも4月1日時点）

外国人増加の背景

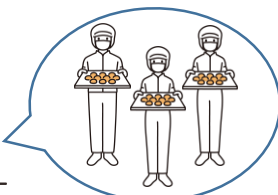
1. 都心へのアクセスが良い

- ・都市高速鉄道が開通したことで都心にアクセスしやすくなった
- ・八潮市は都心に行きやすい立地でありながらも、都内に比べ家賃が安い



2. 技能実習生の受入れ増加

- ・八潮市は埼玉県内における製造業の事業所数が上位であり、企業が技能実習生を受け入れている



3. 中古車販売事業の存在

- ・八潮市の近隣に中古車オークション施設があることで、中古車販売業に携わる外国人が多い
- ・既存のコミュニティを頼りに、さらに外国人が集まっている



外国人が増加したことによって…

外国人は身近な存在へ

市役所周辺には、外国人が経営する飲食店や専門店があり、日常的に外国人が見受けられ、外国人に対する印象は変化してきています。

また、市内の学校では1クラスに1人の割合で外国人児童・生徒が在籍している状況であり、児童・生徒にとっても外国人と接することが日常化していると考えられます。



一方で・・・

一部では、ゴミ捨てのルールや騒音のマナー不足、また、公共施設の利用ルールが問題となり、地域住民から苦情を寄せられることもあります。



外国人への対応について

八潮市に多言語対応の相談窓口はなく、市役所の各課窓口における対面での対応であれば、英語やポケトーク、ジェスチャーによって意思疎通を図れますが、電話での問い合わせの場合には対応に苦慮しており、今後は、入管庁の通訳支援事業の利用について検討したいと思っています。

八潮市が発行するチラシなどの翻訳は、「八潮市多言語サポーター制度」を活用しています。他県・他市からも登録申請があり、現在47人（4月1日時点）が登録し、17言語に対応することができます。



多言語サポーターとは？

- ・多言語サポーターは、市役所、学校等において、必要な場合に通訳をしたり、市や教育委員会等が作成する文書等の翻訳を行います。
- ・登録できるのは、日本語と外国語で日常会話以上の語学力を持つ18歳以上の人で、外国籍の方は、就労可能な在留資格を持っている必要があります（就労制限がある場合はその範囲内での活動）。



市から依頼

通訳、
翻訳文書提出

謝礼金



多言語サポーター

情報発信について

八潮市では、他県・他市から転入してきた外国人に対して、「八潮市外国人市民のための暮らしのガイドブック」を配布しています。この冊子はやさしい日本語で生活情報をまとめており、英語と中国語とベトナム語に対応しています。直感的に読みやすいようピクトグラムやイラストを多用し、冊子に記載できない詳細な情報は巻末のQRコードを読み取ることで、スマートフォン等の情報端末で閲覧することができます。

冊子以外にも、ホームページ上での情報発信や市内にある日本語ボランティア団体を介した情報発信も行っていますが、これらの手段だけでは、十分な周知につながっているとは言えません。外国人はそれぞれの国ごとにコミュニティを持っており、そのコミュニティのキーパーソンとの関わり方が、情報発信にとって重要であり、今後の課題と認識しています。

やさしおし 八潮市 がいこくじん し む ん 外国人市民のための 暮らしのガイドブック

このガイドブックは、外国人市民が八潮市で暮らすために必要な情報が載っています。ぜひ活用してください。

English Version
英語版



簡体中文版
中国語版



Bản tiếng Việt
ベトナム語版



お問い合わせ 八潮市役所 市民協力推進部 市民情報推進課
所在地：埼玉県八潮市中央二丁目2番地1
電話：048-996-2016
メール：shiminkyodo@city.yashio.lg.jp



▼市のホームページ

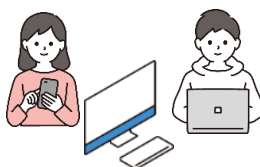
情報発信例



窓口



市役所



インターネット



日本語教室

多文化共生に関する取組について

八潮市では、日本人市民と外国人が互いを尊重し共に生きていく多文化共生社会の実現に向けて様々な取組を実施しています。その中の1つに国際交流イベント「国際交流やしお」があります。国・民族等の文化・習慣を理解し日本人市民と外国人が交流を図るイベントで、毎年開催しています。直近では令和6年9月に開催し、各国の料理の出店や、書道体験、各国の民族衣装や浴衣の着付体験で賑わいました。今年も**9月27日**に開催予定です。



また、市民協働推進課（八潮市における多文化共生担当課）に寄せられる外国人からの相談は「日本語を学習できる場所について知りたい」というものがほとんどであり、日本語教室の需要は高いです。そのため、八潮市では、日本語ボランティア団体等の運営を財政的に支援しています。



防災の取組について

洪水や地震の被害が予想される区域、指定緊急避難場所や指定避難所、災害に対する知識・心得などを記載した「洪水地震ハザードマップ」を作成しています。

日本語に不慣れな外国人にも母国語でその内容を確認いただけるよう、英語、中国語、ベトナム語に翻訳したものをホームページに公開し、自分の住む地域の災害に対するリスクを認識いただくとともに、日頃の備えや、いざというときの避難行動に活用していただくことを想定しています。



八潮市職員コメント

多文化共生を推進している地方公共団体では、外国人の増加によって様々な面で苦慮している案件があると思いますが、他の地方公共団体の状況は把握できていない現状があると思います。

今回、八潮市における外国人に対する情報発信や多文化共生に係る取組等について、取り上げていただきましたが、入管庁には、引き続き各地方公共団体における取組の情報を紹介していただき、この「ハーモニーの木」を通じて、多文化共生施策を広めていただくとともに、同様な懸案事項を抱えている地方公共団体が課題解決にむけて、連絡を取り合えるきっかけになればと思います。





災害時に役立つサービスの紹介



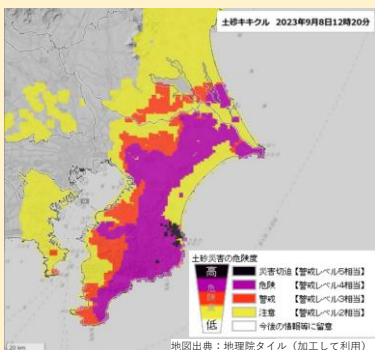
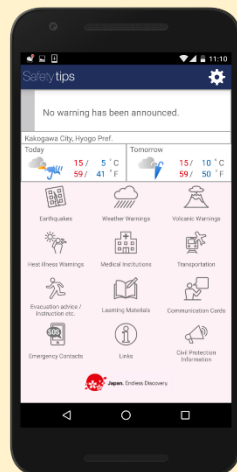
災害に関する情報を多言語で発信するアプリや災害の危険度を地図上で一目で確認できるサイトなど、外国人の方にも役立つサービスをご紹介します。
ぜひご活用ください。



緊急地震速報等をプッシュ型で通知するほか
災害に関する情報を15言語で発信

Safety tips

→P. 9へ



雨による災害発生の危険度の高まりを
地図上に5段階で表示

キククル（危険度分布）

→P. 10へ



災害などの重要ニュースを19言語で発信
アプリで地震・津波などの速報を11言語で通知

NHK WORLD-JAPAN

→P. 11へ



観光庁
監修

外国人旅行者向け災害時情報提供アプリ

Safety tips



Safety tipsは、日本国内における緊急地震速報、津波警報、気象特別警報、噴火速報、避難情報、熱中症情報、Jアラート等をプッシュ型で通知できるほか、対応フローチャートやコミュニケーションカード等、災害時に必要な情報を収集できるリンク集等を掲載しています。

■ 配信情報

- ・地震情報
直近に発生した地震の一覧及び地震の詳細情報を配信
 - ・津波情報
大津波警報と津波警報・注意報の詳細情報を配信
 - ・気象情報
設定地点で発表されている気象特別警報と気象警報・注意報の一覧情報を配信
 - ・噴火情報
発表中の噴火情報の一覧及び詳細情報を配信
- ※このほか、緊急地震速報や気象特別警報等が発表された場合には、プッシュ通知でお知らせします。

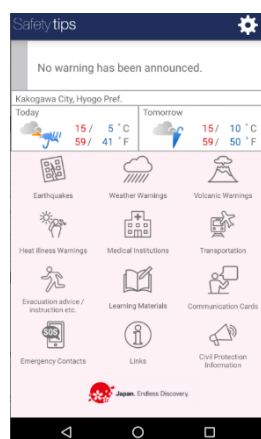
■ 15言語に対応

英語、中国語（簡体字/繁体字）、韓国語、日本語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、タガログ語、ネパール語、クメール語、ビルマ語、モンゴル語



(出典：観光庁)

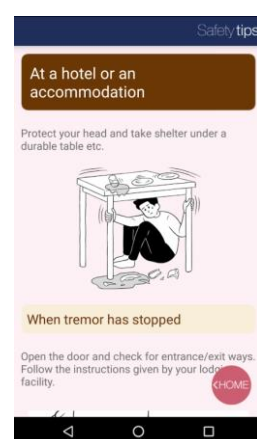
■ ご利用の例（地震発生時のプッシュ通知）



通常時



緊急地震速報をプッシュ通知



取るべき行動を表示

詳細は、観光庁ホームページを御確認ください。

・観光庁ホームページ 訪日外国人旅行者用災害時に役立つツール
https://www.mlit.go.jp/kankocho/seisaku_seido/kihonkeikaku/jizoku_kankochi/anzenkakuho/inbound/tool.html

Android:

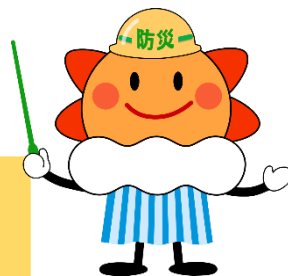


iPhone



(アプリのインストールはこちらから)

キキクル（危険度分布）

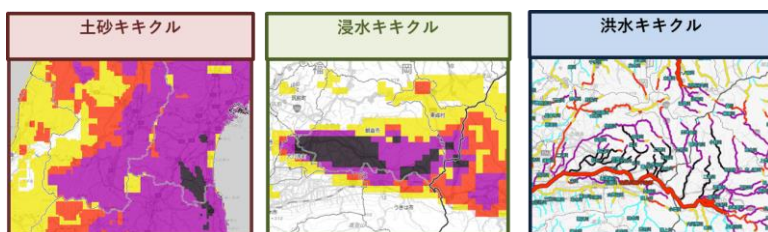


キキクル（危険度分布）は、雨による災害発生危険度の高まりを5段階で色分けして地図上にリアルタイム表示するもので、気象庁のホームページで公開されています。

■ 3つの災害の危険度を5色で地図上に表示

大雨による土砂災害の危険度は「土砂キキクル」、短時間の強雨による浸水害の危険度は「浸水キキクル」、河川の洪水災害の危険度は「洪水キキクル」で確認することができます。また、キキクルでは、災害発生危険度の高まりを5段階で色分けしており、各色が表す意味は以下のとおりです。

- （黒）：災害切迫
- （紫）：危険
- （赤）：警戒
- （黄）：注意
- （色なし）：今後の情報等に留意
- ※洪水キキクルは水色



（出典：気象庁）

・気象庁ホームページ キキクル（危険度分布）

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/>

■ 相当する警戒レベルととるべき対応

キキクルの色と相当する警戒レベルは右図のとおりです。

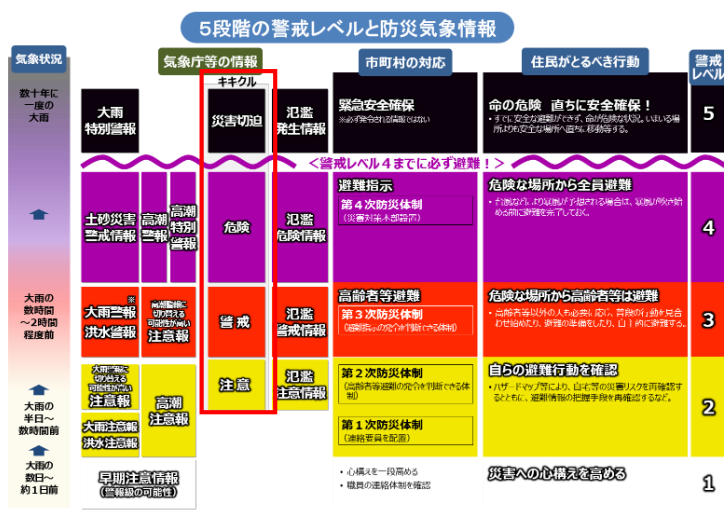
キキクルの「黒（警戒レベル5）」は既に安全な避難ができず命が危険な状態です。「赤（警戒レベル3）」や「紫（警戒レベル4）」の段階で避難することが重要となります。

それぞれの警戒レベルに相当する情報を早めの避難行動の判断に役立ててください。

・多言語での防災気象情報の提供ページ
<https://www.jma.go.jp/jma/kokusai/multi.html>

・防災気象情報について（英語での解説）

https://www.jma.go.jp/jma/en/Activities/JMAInformation_DRR.pdf



（出典：気象庁）

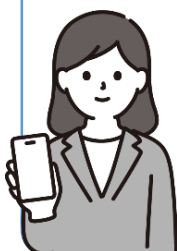
通知サービスについて

速やかに避難が必要とされる警戒レベル4に相当する「危険」（紫）などへの危険度の高まりをメールやスマホアプリでプッシュ型で通知するサービスを実施しています。

詳細は気象庁のホームページから御確認ください。

・気象庁ホームページ 「キキクル」（危険度分布）の通知サービスについて

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/ame_push.html



※このサービスは、受信契約対象外で無料で使えます

NHK

NHKの国際サービス NHK WORLD-JAPAN

**NHK
WORLD
JAPAN**

Multilingual

多言語での情報発信！

NHK WORLD-JAPANは、NHKの国際サービスで、テレビ、ラジオ、インターネットを通じて、世界に向けて英語をはじめ、19言語で情報を発信しています。災害時には、アプリで**地震・津波の速報などをプッシュ通知**するほか、各地の状況や注意点などについて、最新のニュースを伝えています。



アプリのダウンロードはこちらから



GET IT ON
Google Play

Download on the
App Store

地震・津波の速報と気象の特別警報を通知(11言語)

※英語・中国語・フランス語・ヒンディー語・インドネシア語・ハングル・ポルトガル語・ロシア語・スペイン語・タイ語・ベトナム語



【通知の利用方法】

公式アプリをダウンロード

- 「設定」で言語を選択
- 「地震」「津波」「特別警報」など選択
- 災害発生時などにプッシュ通知

※平時も災害時もアプリで、**英語放送の視聴が可能！**



災害の多い日本で、命を守るための情報を、様々な言語でいち早く伝えることで、日本にいる外国人の安全・安心も支えています。

災害時にお役立ちになる資料をお渡しします！

外国人が母国語で自ら情報を入手できることを周知する資料です。



名刺サイズ (横91mm × 縦55mm)



B2サイズ ポスター

資料に興味がある方、
施設に設置をしたい方は、
下記までご連絡ください。

外国人生活支援ポータルサイトにも

災害時に役立つ情報を掲載しています！

外国人生活支援ポータルサイト

A Daily Life Support Portal for Foreign Nationals



外国人や支援者にとって有用な情報を提供しています。



出入国在留管理庁ホームページ内の「外国人生活支援ポータルサイト」では、多言語化された各府省庁の外国人への生活支援等の情報や被災者向けの災害関連情報について、カテゴリ別に掲載し、在留外国人や支援者に対して有用な情報を提供しています。

■外国人生活支援ポータルサイト「緊急・災害」

「緊急・災害」ページでは、災害に備えるためのポスターやアプリケーションなど、関係府省庁が取り組んでいる多言語化された災害に関連した施策等を掲載しています。

カテゴリ別ページ「緊急・災害」クリック！



・外国人生活支援ポータルサイト「緊急・災害」

https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/disaster_prevention.html

■「災害時に役立つ情報」

上記のカテゴリページでは、平時において災害に備えるための情報等も含めて発信していますが、その情報の中から、災害が発生した時に必要となる情報のみをまとめた特設ページをも設置しています。同ページでは、災害時に役立つウェブサイトやアプリケーション、生活就労ガイドブック等のリンクを掲載しています。



「大事なお知らせ」の
バナーからアクセス！



・外国人生活支援ポータルサイト「災害時に役立つ情報」

https://www.moj.go.jp/isa/01_00469.html

今回ご紹介したウェブサイトやアプリ含む様々な情報を掲載しています。是非、ご覧ください！



令和7年7月15日に

外国人との秩序ある共生社会推進室

が設置されました。

▶外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議（第22回）

令和7年6月6日に「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議（第22回）」が開催され、出入国在留管理の一層の適正化等の様々な取組の推進や政府横断的な取組方針の策定を見据え、事務局組織を設立することが表明されました。

（前略）我が国が成長型経済に移行するに当たって、海外活力の取込みは不可欠ですが、昨今では、海外からの就労者や観光客等の増加に伴い、犯罪や迷惑行為、各種制度の不適切な利用など、国民の皆様が不安を感じるような事案も発生しています。

外国人の人権にも配慮し、我が国で孤立することのないよう、必要な支援を行うことは当然のことですが、ルールを守らない方々には厳格に対応するとともに、我が国の制度が社会のグローバル化に対応できていないことにより、国民の不安を払拭できない状況にあるとすれば、果敢に見直しを行うことも必要です。昨日、自民党からも、こうした問題意識の下、外国人との秩序ある共生社会の実現に向けた提言をいただきました。

政府としては、この提言も踏まえ、出入国在留管理の一層の適正化を始めとする、様々な取組を進めてまいります。

また、多岐にわたる施策を総合的に推進する司令塔機能を強化するため、この閣僚会議の体制を拡充するとともに、**政府横断的な取組方針の策定も見据え、内閣官房に事務局組織を設立することといたします。**（後略）
（内閣総理大臣御発言より一部抜粋）

▶外国人との秩序ある共生社会推進室の設置

令和7年7月15日、内閣官房に外国人施策の司令塔となる事務局組織として、「外国人との秩序ある共生社会推進室」が設置されました。石破総理は、総理大臣官邸で外国人との秩序ある共生社会推進室発足式に出席し、訓示を行いました。

（前略）少子高齢化や人口減少が進む我が国が、今後、成長型経済への移行を確実なものとするためには、一定の範囲での外国人労働者の受入れ、インバウンド消費の拡大などにより、海外の活力を取り込んでいくことが重要であります。

他方で、一部の外国人による犯罪や迷惑行為、各種制度の不適切な利用など、国民の皆様方が不安や不公平を感じる状況も生じております。

国民の皆様の安全・安心の確保は、経済成長の不可欠の前提であり、ルールを守らない方々への厳格な対応や、外国人を巡る現下の情勢に十分に対応できていない制度・施策の見直しは、政府として取り組むべき重要な課題であります。

こうした問題意識の下、本日、内閣官房に、外国人施策の司令塔となる事務局組織として、「外国人との秩序ある共生社会推進室」を設置いたしました。

出入国在留管理の一層の適正化、外国人の社会保険料等の未納付防止、外国人による土地等の取得を含む国土の適切な利用・管理など、取り組むべき課題は多々存在しております。

皆様におかれましては、**これらの課題に的確に対処するため、省庁の枠を超えて緊密に連携し、外国人の懸念すべき活動に対する実態把握、関係機関のより緊密な連携を可能とするための国・自治体における情報基盤の整備、各種制度・運用の点検・見直しなどに取り組んでいただきたい**と思います。（後略）

（内閣総理大臣訓示より一部抜粋）

ロードマップ（令和7年度一部変更） 総合的対応策（令和7年度改訂）

が公開されました！



外国人との共生社会の実現に向けたロードマップとは？

我が国の目指すべき外国人との共生社会の三つのビジョン、その実現に向けて取り組むべき中長期的課題としての四つの重点事項及び具体的施策を示すものです。

計画期間は5年間（令和4年度から令和8年度まで）とし、施策の着実な実施を図るため、実施状況について、有識者の意見を聴きつつ、毎年点検を行い、進捗の確認を行うとともに、必要に応じて施策の見直しを行うこととしています。

三つのビジョン

安全・安心な社会

多様性に富んだ
活力ある社会

個人の尊厳と人権を
尊重した社会

四つの重点事項

- 1 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組
- 2 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化
- 3 ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援
- 4 共生社会の実現に向けた取組

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策とは？

外国人材を適正に受け入れ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安全に安心して暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するため、外国人材の受入れ・共生に関して、目指すべき方向性を示すもので、平成30年12月に策定されて以降、毎年改訂を行っています。

令和7年度の見直しについて

令和7年6月に「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」が開催され、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ（令和7年度一部変更）」及び「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和7年度改訂）」が決定されました。

今年度、見直しのあった施策のうち、出入国在留管理庁が取り組むべきものとしては、「やさしい日本語の普及に向けた研修の実施等《施策番号49》」、「育成就労制度の創設等に伴う日本語能力をも向上させる仕組みを含む外国人材の受入れ環境の整備《施策番号131》」などがあります。

ロードマップ（令和7年度一部変更）及び総合的対応策（令和7年度改訂）は、出入国在留管理庁ホームページからご確認下さい。

出入国在留管理庁ホームページ

- ・外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ

https://www.moj.go.jp/isa/support/coexistence/04_00033.html

- ・外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策

https://www.moj.go.jp/isa/support/coexistence/nyuukokukanri01_00140.html



外国人との共生社会の実現に向けた政府の取り組みガイドブック

ハーモニアップ！

HarmoniUP!

ロードマップ等で進める外国人との共生社会の実現に向けた取組を分かりやすく紹介するパンフレットです。是非ご覧ください！

https://www.moj.go.jp/isa/support/coexistence/04_00070.html



外国人在留支援センター（FRESC）において、 オンラインによる在留相談を 受け付けています！



東京出入国在留管理局では、外国人在留支援センター（FRESC）において、日本に在留する外国人や外国人を雇用したい関係者等からの入管業務に関する相談にお答えしています。相談は事前予約制となっており、対面（直接来所して相談）のほか、オンラインによる相談（全国どこからでも）も受け付けています。

■FRESCでの在留相談について

- ・ 開設時間：
平日午前9時から午後5時
（土日、祝日、年末年始は除く）
- ・ 相談方法：対面、オンライン
（事前予約制）
- ・ 対応言語：
やさしい日本語、英語、韓国語、
中国語、スペイン語、ポルトガル
語、フィリピン語、ベトナム語、
ネパール語、インドネシア語、タ
イ語など
※他の言語でも対応できる場合があり
ます。
※日本手話でも相談できます。

- ・ 費用：無料
※通訳を付けた場合も無料です。

<注意事項>

- ・ オンライン相談の録音・録画は禁止です。
- ・ その他、インターネット予約時に表示される、「オンライン相談利用者へのお知らせ・注意事項」に同意していただく必要があります。

<オンライン相談の流れ>

（1）インターネットで予約する

- ①インターネット予約フォームで「オンライン相談」を選択し、相談を希望する日時、相談内容、メールアドレスなどの必要事項を入力します。
- ②予約内容の登録が完了すると、登録されたメールアドレスに【仮予約受付】メールが届きます。



（2）予約完了メールを確認する

- ③【仮予約受付】メールが届いてから2営業日以内に電話またはメールで連絡があります。相談日時の調整や相談内容の確認などを行います。
- ④相談日時が決まったら【予約完了】メールが届きます。
【予約完了】メールには相談日時、オンライン相談URLが書いてありますので、必ず確認してください。
- ⑤（スマートフォン・タブレットの場合）
相談日前日までにアプリケーションをインストールしてください。



（3）オンラインで相談する

- ⑥相談時間の5分前になったら、予約完了メールのオンライン相談URLをクリックしてください。オンライン相談に参加する際、カメラ・マイクともにオンにして参加してください。
- ⑦時間になったら、相談担当者から声をかけますので相談を始めてください。
※開始時間から10分経っても相談者のオンライン入室が確認できなかった場合、キャンセルとします。
- ⑧相談が終わった後、画面に表示されるアンケートに回答してください。



ご予約はこちら

予約専用ダイヤル：03-5363-3025

※対面相談の予約のみ

予約専用フォーム：
※対面相談及びオンライン
相談の予約

【日本語】



【英語】



FRESCにおける在留相談の詳細は、出入国在留管理庁ホームページをご確認ください。

・ 出入国在留管理庁ホームページ
外国人在留支援センター
（FRESC／フレスク）ページ内
「在留相談（東京出入国在留管理局）」
https://www.moj.go.jp/isa/support/fresc/fresc_2.1.html

外国人在留支援センター（FRESC）において、 **FRESC見学ツアー**を実施しています！



■FRESC見学ツアーの概要

- ・対象者：小学生、中学生、高校生及び日本語学校教師
※上記以外の方で、民生委員の方など共生社会の実現に寄与する活動を行っている方については、個別にお問合せください。

・日時：

（１）午前１回（１０時～１２時の間の６０分程度を予定）

（２）午後１回（１４時～１６時の間の６０分程度を予定）

※（１）、（２）ともに原則、第１・第３水曜日（祝祭日、年末年始休暇を除く。）

・場所：

外国人在留支援センター
東京都新宿区四谷一丁目６番１号
四谷タワー１３階

・定員：

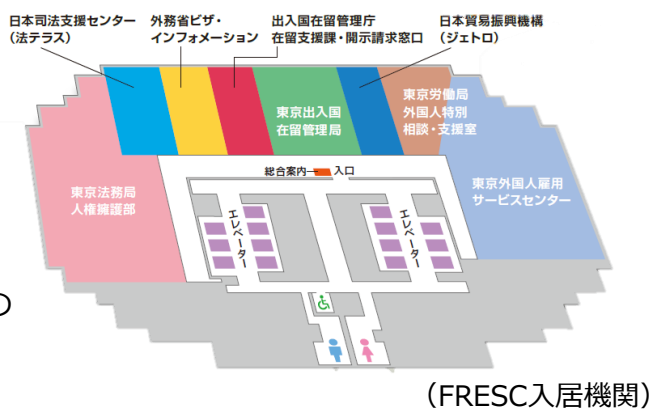
原則１０名以上、２０名以下

※申込みが集中した場合は、他の団体と同日の訪問を案内する又はお断りする場合があります。

・見学内容：

外国人在留支援センター施設の見学、同センターの業務説明、質疑応答、写真撮影

※特に業務説明を希望する機関がある場合は、その機関名を見学申込書に記載してください。



参加方法

ツアー参加希望日の１か月前までに担当教職員による事前予約が必要です（事前予約受付開始は訪問希望日の２か月前から）。

訪問を希望する場合は、「見学申込書」に必要事項を明記の上、以下のページに記載されている申込メールアドレスにメールで送付してください。

- ・見学申込書のダウンロード、申込メールアドレスはこちら

出入国在留管理庁ホームページ 外国人在留支援センター(FRESC)の見学ツアー
https://www.moj.go.jp/isa/12_00163.html

申込書の受領後、受入れの可否について連絡いたします。一週間以上連絡がない場合は、お問合せください。

（参加した学生の感想）

- ・FRESCの施設を実際に見たり、やさしい日本語のワークショップをしたり、話を聞く以外の活動ができて楽しく学ぶことができた。
- ・学校では学べないような在留外国人に関する話が聞けてとてもよかった。





地方出入国在留管理局との**合同相談会**について

FRESCでは、外国人の在留を支援する政府の窓口が集まり、外国人からの相談対応、外国人を雇用したい企業の支援、外国人支援に取り組む地方公共団体の支援などの取組を行っています。

FRESCにおける連携事例を踏まえ、各地の地方出入国在留管理局は、地方公共団体、国の地方機関、外国人支援関係団体等と連携し、各地で合同相談会を実施しています。

御興味があれば、お近くの地方出入国在留管理局の受入環境調整担当官に御連絡ください！

今後実施予定の合同相談会

【神戸支局】

「外国人留学生等対象合同企業説明会」

日付：令和7年10月18日（土）

場所：アクセス梅田フォーラム

（大阪富国生命ビル内）

内容：学生及び企業からの
就労資格に関する相談

参加：尼崎市役所

尼崎市内に事業所のある企業

【神戸支局】

「あまがさき産業フェア2025」

日付：令和7年11月20日（木）

11月21日（金）

場所：ベイコム総合体育館

内容：企業からの就労資格に関する相談

参加：尼崎市役所

尼崎市内に事業所のある企業

【名古屋局】

「外国人ワンストップ相談会」

日付：令和7年9月21日（日）

場所：名古屋国際センター

内容：在留資格、労働、住居、生活全般等
外国人住民の相談に対応する

ワンストップ型総合相談会

参加：愛知労働局、公益財団法人あいち

産業振興機構等

【名古屋局】

「外国人のための合同相談会」

日付：令和7年10月24日（金）

場所：インテックビル 4階

とやま国際センター内

内容：在留資格、年金の相談に
ワンストップで対応する相談会

参加：日本年金機構富山年金事務所

【東京局】

「外国人のための無料相談」

日付：令和7年10月6日（月）

場所：伊那市役所多目的ホール

内容：在留相談等

参加：長野県国際化協会等

【横浜支局】

「ベトナムフェスタin神奈川2025」

日付：令和7年9月13日（土）

9月14日（日）

場所：日本大通り、神奈川県庁本庁舎、象の鼻パーク

内容：イベント来場者からの入管手続等在留相談

参加：神奈川県、駐日ベトナム大使館等

【名古屋局】

「外国人のための合同相談会」

日付：令和7年10月5日（日）

場所：アスト津 3階

みえ県民交流センター内

内容：在留資格、労働、法律、年金の
相談にワンストップで対応する相談会

参加：三重労働局、三重弁護士会、

日本年金機構津年金事務所

【東京局】

「外国人のための無料相談会in越谷」

日付：令和7年11月3日（月）

場所：越谷市市民活動センター

内容：在留相談等

参加：東京入管等

【東京局】

「外国人のための無料相談」

日付：令和7年9月12日（金）

場所：長野県諏訪合同庁舎505号会議室

内容：在留相談、労働相談、生活相談

参加：長野県国際化協会等

【横浜支局】

「第51回金沢まつりいきいきフェスタ」

日付：令和7年10月18日（土）

場所：海の公園園路及び芝生園地内

内容：イベント来場者からの入管手続等在留相談

参加：金沢区役所等

【東京局】

「外国人のための一日無料専門家相談会」

日付：令和7年10月19日（日）

場所：土浦市役所

内容：在留相談、法律相談等

参加：茨城県国際交流協会、弁護士等

【東京局】

「外国人のための無料相談」

日付：令和7年10月24日（金）

場所：長野県伊那合同庁舎302号会議室

内容：在留相談、労働相談、生活相談

参加：長野県国際化協会等

【東京局】

「外国人のための無料相談会in長岡」

日付：令和7年10月26日（日）

場所：ながおか市民センター1階1B会議室

内容：在留相談、法律相談、生活相談等

参加：長岡市、弁護士等

【東京局】

「外国人のための無料相談会in市原」

日付：令和7年11月16日（月）

場所：市原市戸田コミュニティセンター

多目的室3

内容：在留相談等

参加：東京入管等

【東京局】

「外国人のための一日無料専門家相談会」

日付：令和7年9月28日（日）

場所：筑西市役所

内容：在留相談、法律相談等

参加：茨城県国際交流協会、弁護士等

【広島局】

「べあせろべ」

日付：令和7年10月5日（日）

場所：広島駅南口地下広場

内容：入管手続、労働全般、生活上のトラブル等
に関する相談対応と各種手続の窓口案内

参加：法テラス広島、NPO法人ビザサポートセ
ンター広島、一般社団法人ええじゃん等外
国人支援団体

【広島局】

「倉敷国際ふれあい広場2025」

日付：令和7年10月19日（日）

場所：倉敷市芸文館

内容：入管手続、労働全般、生活上の
トラブル等に関する相談対応と
各種手続の窓口案内

参加：倉敷市、倉敷市の行政書士、
倉敷市国際交流協会

【広島局】

「第37回タイムフェスティバル2025」

日付：令和7年11月8日（土）

場所：とりぎん文化会館

内容：入管手続、労働全般、生活上のトラブ
ル等に関する相談対応と各種手続の窓
口案内

参加：鳥取県国際交流財団、鳥取県内の外国
人支援団体

【大阪局】
「外国人のための合同専門相談会」
日付：令和7年10月20日（月）
場所：大津びわ湖合同庁舎1階会議室
内容：外国人や外国人を雇用する（したい）企業
を対象とした専門機関による何でも相談会
参加：滋賀労働局、大津地方務局等

【東京局】
「外国人のための無料相談」
日付：令和7年10月9日（木）
場所：長野県飯田合同庁舎202号会議室
内容：在留相談、労働相談、生活相談
参加：長野県国際化協会等

【広島局】
「国際フェスタ2025」
日付：令和7年11月16日（日）
場所：広島国際会議場
内容：入管手続、労働全般、生活上
のトラブル等に関する相談対
応と各種手続の窓口案内
参加：広島市、法テラス広島、NP
O法人ビザサポートセンター
広島

【大阪局】
「外国人のための無料何でも相談会」
日付：令和7年11月11日（火）
場所：マイドームおおさか8階会議室
内容：外国人や外国人を雇用する（したい）
企業を対象とした専門機関による何でも相談会
参加：大阪労働局、大阪外国人雇用サービスセンター等

【福岡局】
「外国人のための合同相談会（九州大学）」
日付：令和7年10月16日（木）
場所：九州大学伊都キャンパス
センターゾーン センター6号館
内容：九州大学に在籍する留学生及び教授を対象
とした在留相談、就職相談、生活相談等
参加：九州大学国際部留学課、
福岡市西区総務部企画振興課等

【福岡局】
「外国人のためのおしごとセミナー」
日付：令和7年11月15日（土）
11月16日（日）
場所：FUKUOKA IS OPENセンター
内容：入管手続、労働全般等各種手続の案内
就労希望者を対象とした在留相談、就職相談
居住する外国人や外国人を雇用する企業に対する
専門機関による相談会
参加：福岡労働局
公益財団法人福岡県国際交流センター
公益財団法人福岡よかトピア国際交流財団
北九州市外国人材就業サポートセンター等

【仙台局】
「外国人のための合同相談会inいしのまき」
日付：令和7年11月16日（日）
場所：石巻市ささえあいセンター
「ほっとお～る」
3階 ささえあいホール
内容：入管手続、労働全般、生活上の
困りごとに関する相談対応
参加：石巻市、宮城労働局等

【東京局】
「群馬県合同企業説明会」
日付：令和7年10月1日（水）
場所：群馬県庁
内容：在留相談等
参加：群馬県等

官署名	住所	連絡先
札幌出入国在留管理局	北海道札幌市豊平区平岸1条22丁目2-25 審査第二部門	0570-003259 所属部署番号160
仙台出入国在留管理局	宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20 仙台第2法務合同庁舎 審査第二部門	0570-022259 所属部署番号51
東京出入国在留管理局	東京都新宿区四谷1-6-1 四谷タワー13F 在留支援部門	03-5363-3025
横浜支局	神奈川県横浜市中区新港1-6-1 よこはま新港合同庁舎 審査管理部門	045-680-1620
名古屋出入国在留管理局	愛知県名古屋市港区正保町5-18 在留支援部門	0570-052259 所属部署番号140
大阪出入国在留管理局	大阪府大阪市住之江区南港北1-29-53 在留支援部門	0570-064259 所属部署番号410
神戸支局	兵庫県神戸市中央区海岸通29番地 神戸地方合同庁舎 審査部門	078-391-6378
広島出入国在留管理局	広島県広島市中区上八丁堀2-31 広島法務総合庁舎内 就労・永住審査部門	082-221-4526
高松出入国在留管理局	香川県高松市浜ノ町72-9 審査第一部門	087-802-5522
福岡出入国在留管理局	福岡県福岡市中央区舞鶴3-5-25 福岡第1法務総合庁舎 審査管理部門	092-717-7595
那覇支局	沖縄県那覇市樋川1-15-15 那覇第一地方合同庁舎 審査部門	098-832-4186

編集後記



ハーモニーの木第16号をお読みいただきありがとうございます。

本号においては、地方公共団体における多文化共生施策の取組及び災害に役立つ情報について特集いたしました。

地方公共団体の皆様におかれましては、イベントの開催や相談体制の強化等、多文化共生に向けた様々な取組を実施されていることと存じますが、本号が今後の取組の御参考となれば幸いです。

当庁では、本号での取手市や八潮市のように、ハーモニーの木の記事作成にあたって地方公共団体の皆様から御意見を伺うことがあります。各地方公共団体における多文化共生施策について情報発信するとともに、各地方公共団体と連携・協力しながら外国人との共生社会の実現に向けた取組を進めていきたいと考えておりますので、御理解・御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

また、特集テーマ等を募集するアンケート用紙をハーモニーの木の通知文書に添付しておりますので、是非御意見をお寄せください。本号の発刊にあたり、御協力いただきました皆様、誠にありがとうございました。

外国人在留支援センター（FRESC）について



代表電話番号 0570-011000（ナビダイヤル）
住所 〒160-0004
東京都新宿区四谷一丁目6番1号
四谷タワー13階

開庁時間 9:00～17:00
(土・日・祝日、年末年始を除きます。)

ホームページURL（法務省ホームページ内）
<https://www.moj.go.jp/isa/support/fresc/fresc01.html>



※各入居機関の連絡先は、ホームページを御覧ください。

外国人在留支援センターが入居する大規模複合施設「CO・MO・RE YOTSUYA」の名称は、「木漏れ日」+「COMMON(共同・共通)=つながり」による造語から「CO・MO・RE (コモレ)」とされています。

『ハーモニーの木』

編集・発行 出入国在留管理庁在留管理支援部在留支援課
(お問合せは次の連絡先へお願いします。)

メールアドレス: zairyushien01@moj.go.jp

※上記メールアドレスに送信できない場合 zairyushien01@i.moj.go.jp